

基準16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

※当該基準はすべて指導基準

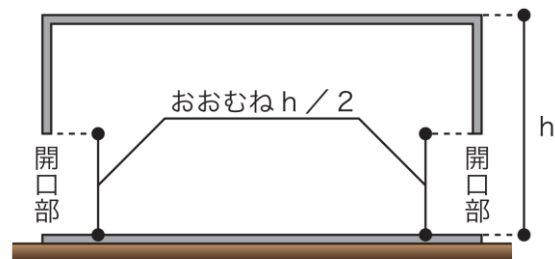
省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所、第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項）及びパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、防護対象物となる部分が、次によるものであること。

1 共通事項

- (1) 常時外気に直接開放されている部分であるものとし、基準16—1図で示すものを除く。（基準16—1図参照）
- (2) 防護対象物となる部分に建基令第112条に規定する防火区画が存する場合は、当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。
- (3) 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とすること。

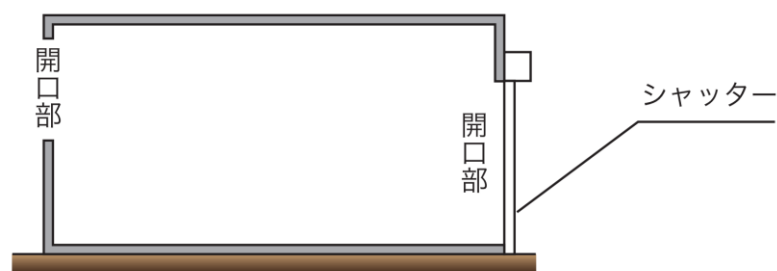
（開口部が著しく偏在する部分の例）

階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部



（開口部が常時外気に直接開放されていない例）

開口部がシャッターのもの

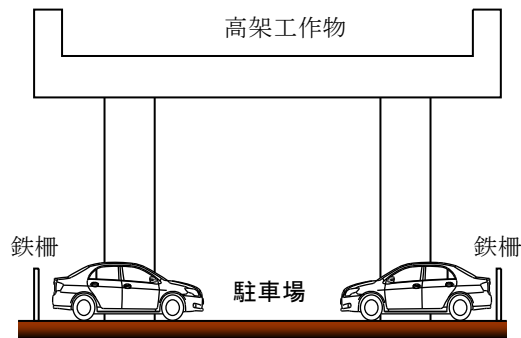


基準16—1図

基準16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

- (4) 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）
の下で、防護区画となる部分に周壁がなく、柱のみである部分又は周囲の鉄柵のみで囲まれている
部分（基準16-2図参照）

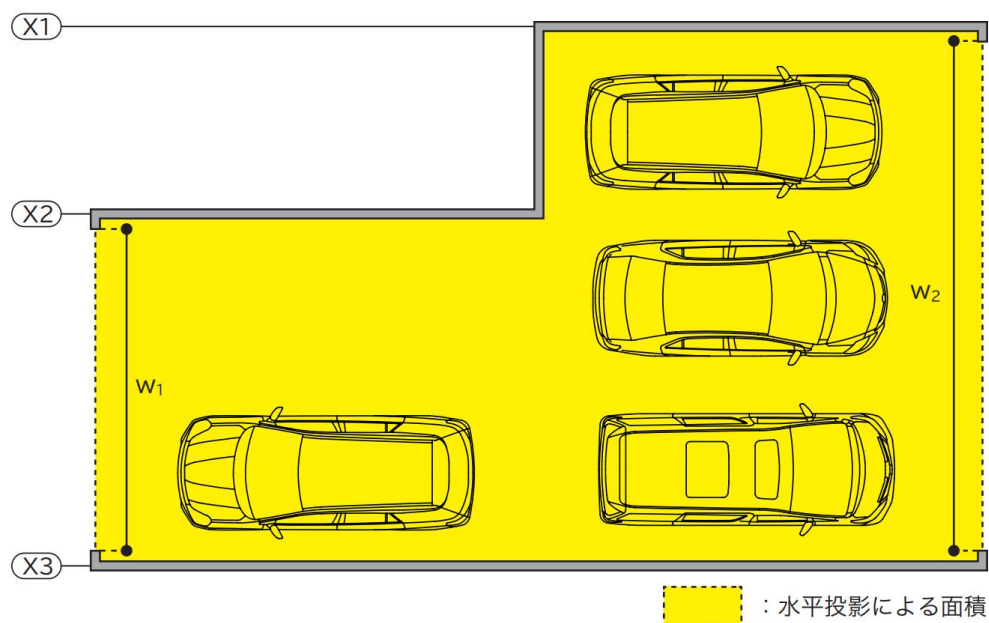
（例）駐車場の用に供する部分



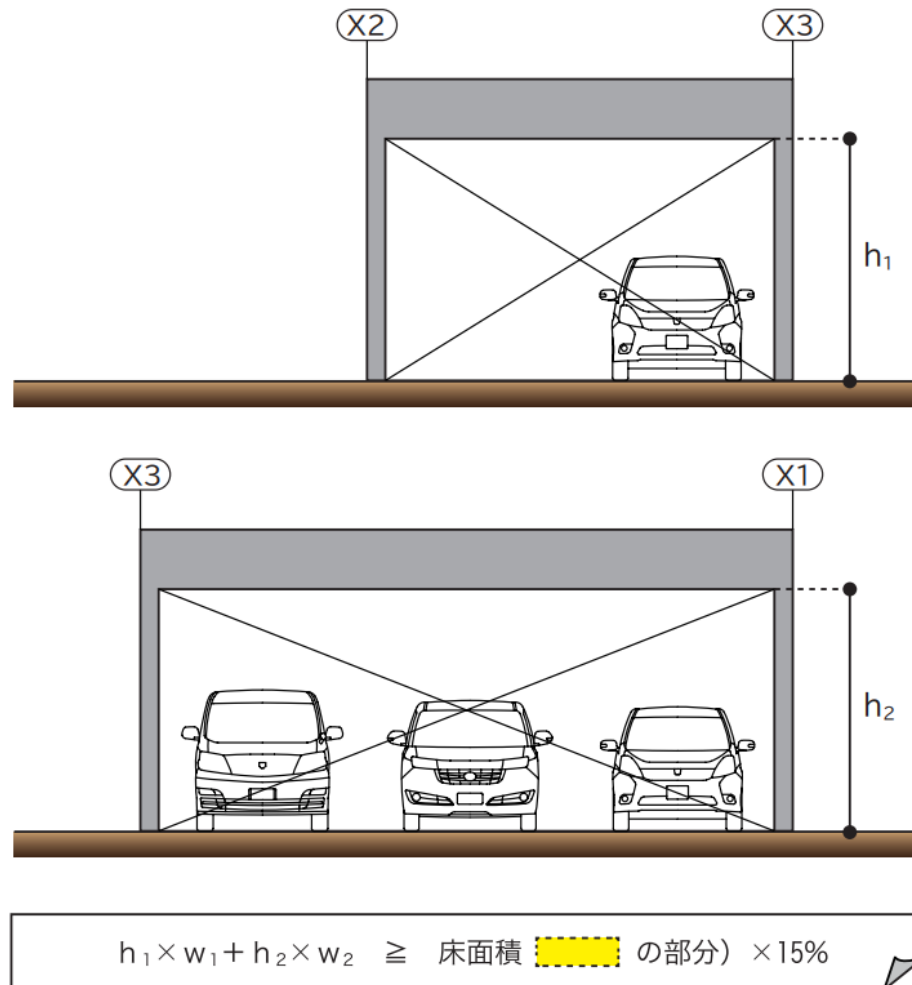
基準16-2図

- (5) 屋上
(6) 防護対象となる部分における外周部の開口部が、常時外気に直接開放されており、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が当該床面積の15%以上ある部分（基準16-3図参照）

（例）駐車場の用に供する部分



基準16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準



基準16-3図

- (7) 防火対象物の1階又は避難階の部分で、防護区画内又はその直近において、直接操作又は遠隔操作により同時に開放することができる開口部（外気に面するものに限る。）の合計面積が、当該床面積の20%以上である場所。

基準16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

2 開口部は、次の各号によること。

(1) 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物の外壁から0.3m以上離れていること。

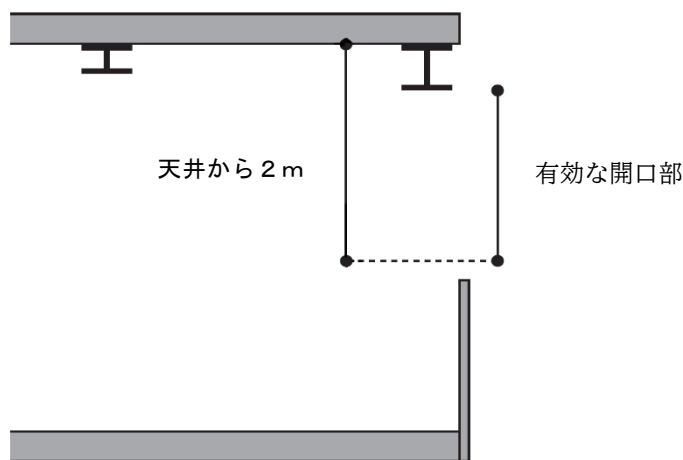
(2) 開口部面積の合計の2分の1以上は、次のいずれかによること。

ア 壁面の天井面から下方2m以内の部分又は天井面部分に設けられたものの面積の合計であること。（基準16-4図参照）

イ 床面からの高さが2.1m以上で、かつ、天井（天井のない場合にあっては、屋根）の高さの2分の1以上の壁の部分に設けられていること。（基準16-5図参照）

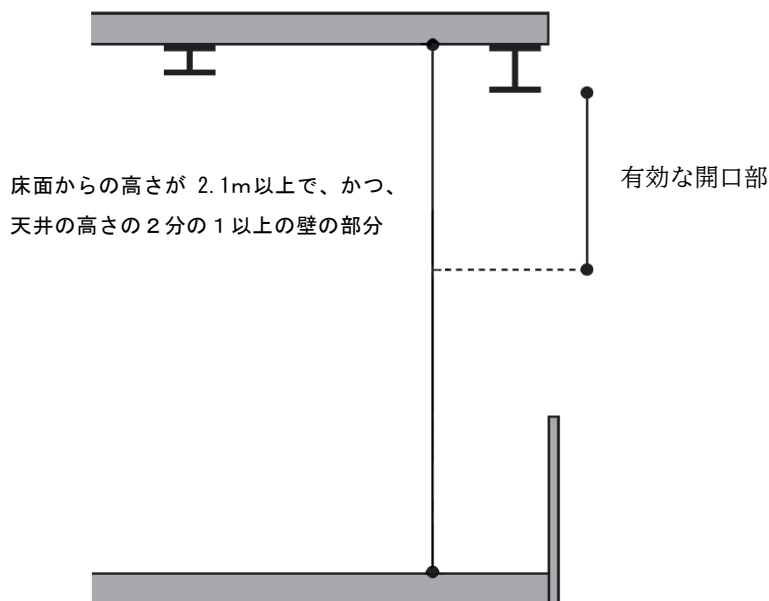
※ 前(2)の開口部面積の合計は、前1(6)又は(7)の開口部面積の合計の2分の1以上を原則とするが、場合によっては(1(6)、(7)の開口部面積が大きすぎた場合、当該開口部面積の合計の2分の1以上確保できないケースがある。)、前1(6)、(7)による必要開口部面積(15%、20%)の2分の1以上あればよいものとする。

(例) 壁面の天井面から下方2m以内の部分



基準16-4図

(例) 床面からの高さが2.1m以上で、かつ、天井の高さの2分の1以上の壁の部分



基準16-5図

- 3 前1及び2の規定に関わらず、次の場所には、パッケージ型消火設備を設置できるものとする、浴室、便所、階段室、エレベーター昇降路、リネンシュート、パイプダクト等
- 4 既存防火対象物の特例適用について
- 前1から3までの規定に関わらず、次の条件をすべて満たす場所には、パッケージ型消火設備を設置できるものとする。
- (1) 主たる用途が、自動車修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機器室及び指定可燃物貯蔵取扱所その他これらに類するものでないこと。
 - (2) 地階又は無窓階以外であること。
 - (3) 建基令第126条の3に規定する排煙設備又はこれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動起動装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてあるもの。
 - (4) 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。